

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年 6 月 21 日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第1号

元号を改める政令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の一部改正)

第1条 工業標準化法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例(平成30年寒川町条例第20号)の一部を次のように改正する。

附則中「平成31年」を「令和元年」に改める。

(寒川町議会政務活動費の交付に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成13年寒川町条例第2号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「平成」を削る。

(寒川町特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 寒川町特別職の職員の給与に関する条例(昭和38年寒川町条例第3号)の一部を次のように改める。

附則第24項中「平成31年」を「令和元年」に改める。

(寒川町町税条例の一部改正)

第4条 寒川町町税条例(昭和60年寒川町条例第16号)の一部を次のように改正する。

附則第8項(見出しを含む。)中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、附則第13項中「平成35年度」を「令和5年度」に改め、附則第15項(見出しを含む。)中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(寒川町町税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第5条 寒川町町税条例の一部を改正する条例(平成30年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(寒川町町税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第6条 寒川町町税条例等の一部を改正する条例(平成30年寒川町条例第21号)の一部を次のように改正する。

附則第1項第3号、第4項及び第5項中「平成31年」を「令和元年」に改め、附則第6項中「平成32年度」を「令和2年度」に、「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例の一部改正)

第7条 地方税法第314条の7第1項第4号に掲げる寄附金を受け入れる特定非営利活動法人等を定める条例(平成30年寒川町条例第22号)の一部を次のように改正する。

本則の表中「平成34年」を「令和4年」に改める。

(寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第8条 寒川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年寒川町条例第19号)の一部を次のように改正する。

附則第2条中「平成32年」を「令和2年」に改める。

(寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第9条 寒川町国民健康保険条例の一部を改正する条例(平成31年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

(寒川町介護保険条例の一部改正)

第10条 寒川町介護保険条例(平成12年寒川町条例第14号)の一部を次のように改正する。

第6条中「平成32年度」を「令和2年度」に改める。

(寒川町介護保険条例の一部を改正する条例の一部改正)

第11条 寒川町介護保険条例の一部を改正する条例(平成31年寒川町条例第5号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成31年度分」を「令和元年度分」に改める。

(寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第12条 寒川町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年寒川町条例第11号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

(寒川町企業等の立地促進に関する条例の一部改正)

第13条 寒川町企業等の立地促進に関する条例(平成18年寒川町条例第15号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成33年」を「令和3年」に改める。

(寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例の一部改正)

第14条 寒川町道路占用料条例の一部を改正する条例(平成30年寒川町条例第24号)の一部を次のように改正する。

附則第3項中「平成31年度」を「令和元年度」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。